（別記様式第１号）

計画策定年度	平成２０年度
計画改定年度	平成２４年度 平成２７年度 平成３０年度 令和３年度 令和６年度
計画変更年度	令和２年度 令和５年度
計画主体	南魚沼市

南魚沼市鳥獣被害防止計画実施状況報告書

＜連絡先＞

― 農林水産業被害に関する項目 ―
担当部署名　南魚沼市　産業振興部　農林課
所　在　地　南魚沼市六日町１８０－１
電 話 番 号　０２５－７７３－６６６３
ＦＡＸ番号　０２５－７７３－６７１０
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　nougyou@city.minamiuonuma.lg.jp

― 人身被害及び南魚沼市鳥獣被害対策実施隊に関する項目 ―
担当部署名　南魚沼市　市民共生部　未来環境課
所　在　地　南魚沼市六日町１８０－１
電 話 番 号　０２５－７７３－６６６６
ＦＡＸ番号　０２５－７７２－８６５９
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　kankyou@city.minamiuonuma.lg.jp

１．対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	【獣類】ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ 【鳥類】カラス、カワウ、アオサギ
計画期間	令和６年度　～　令和８年度
対象地域	新潟県南魚沼市

（注）１　計画期間は、３年程度とする。
　　２　対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

２．鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（１）被害の現状（令和７年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品　目	被害数値	
ニホンザル	野菜	28.5万円	0.25ha
ツキノワグマ	－	0.0万円	0.00ha
イノシシ	水稲	1496.9万円	8.71ha
ニホンジカ	水稲	1.7万円	0.01ha
ハクビシン	－	0.0万円	0.00ha
タヌキ	－	0.0万円	0.00ha
カラス	－	0.0万円	0.00ha
アライグマ	－	0.0万円	0.00ha
カワウ	－	0.0万円	0.00ha
アオサギ	－	被害数値は不明	―
合計	―	1527.1万円	8.97ha

（注）　主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

（２）被害の傾向

ニホンザル

・被害の発生時期：春～秋
・被害の発生地域：市内全域
・被害の状況：水稲、豆類、いも類、野菜に被害がある。山際集落には電気柵が普及してきたが、幹線道路沿いの住宅街の畑に出没が見られている。目撃情報が多くあるため、実施隊員及び集落住民等による追い払い等を行っている。

ツキノワグマ

・被害の発生時期：春、秋～降雪前
・被害の発生地域：農村地域
・被害の状況：農産物被害については柿が中心である。人身被害について、過去5年間ではR2に3件、R5に1件発生した。R7年に関してはクマの出没が多く、3件の人身被害が発生した。捕獲数及び目撃数は山の堅果類の結実状況により大幅な増減があり、R7年は住宅地付近での目撃が増加した。

イノシシ

・被害の発生時期：春～降雪前
・被害の発生地域：農村地域
・被害の状況：山際の田畑の畦畔掘り起こしによる農地被害や水田内でのヌタ打ちによる水稲被害が増加している。
・山際だけでなく人里近くへ目撃数も上増加しているため、農作物被害だけでなく人身被害も懸念される。

ニホンジカ

・被害の発生時期：水稲作付後～降雪前
・被害の発生地域：農村地域
・被害の状況：水稲への食害・踏み倒し被害が散見される。被害住民からの情報による目撃数は増加傾向にあり、今後被害の増加が危惧される。

ハクビシン、タヌキ、アライグマ

・被害の発生時期：春～秋
・被害の発生地域：市内全域
・被害の状況：野菜類を中心に被害がある。被害発生地域において被害は減少傾向である。
・アライグマの発生は確認されていないが、近隣市町での目撃及び捕獲実績があり、また隣県からの侵入も危惧される。

カラス

・被害の発生時期：春～夏
・被害の発生地域：市内全域
・被害の状況：野菜類を中心に被害がある。被害発生地域において被害は減少傾向である。

カワウ

・被害の発生時期：夏
・被害の発生地域：市内の河川、養魚池、釣り堀
・被害の状況：川魚や養殖しているニジマス等への食害があり、被害は減少傾向である。

アオサギ

・被害の発生時期：夏
・被害の発生地域：市内の河川、養魚池
・被害の状況：被害状況を明確に判断することが困難であるが、川魚を捕食する姿が頻繁にみられる。

（注）１　近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
２　被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

（３）被害の軽減目標

ア．被害金額

指標	現状値(令和７年度)	目標値(令和８年度)
ニホンザル	28.5万円	823.7万円
ツキノワグマ	0.0万円	70.0万円
イノシシ	1496.9万円	332.8万円
ニホンジカ	1.7万円	33.2万円
ハクビシン	0.0万円	245.0万円
タヌキ	0.0万円	10.2万円
カラス	0.0万円	210.0万円
アライグマ	0.0万円	－
カワウ	0.0万円	578.8万円
アオサギ		－
合計	1527.1万円	2,303.7万円

イ．被害面積

指標	現状値(令和７年度)	目標値(令和８年度)
ニホンザル	0.25ha	2.22ha
ツキノワグマ	0.00ha	0.14ha
イノシシ	8.71ha	2.17ha
ニホンジカ	0.01ha	0.21ha
ハクビシン	0.00ha	0.49ha
タヌキ	0.00ha	0.01ha
カラス	0.00ha	0.42ha
アライグマ	0.00ha	－
カワウ	－	－
アオサギ	－	－
合計	8.97ha	5.69ha

被害の軽減目標の設定の考え方
令和 8 年度までの鳥獣種別の目標値は以下のとおり設定する。 【ニホンザル】 ・電気柵による農作物被害を抑制し、加害群ごとの捕獲を重点的に行い、被害面積、被害金額ともに３割減少を目標とする 【ツキノワグマ】 ・実施隊による巡回や捕獲の強化を重点的に行い、被害面積、被害金額ともに３割減少を目標とする。 【イノシシ】 ・侵入防止柵の整備や捕獲の強化など被害防止対策を重点的に行い、被害面積、被害金額ともに３割減少を目標とする。 【ニホンジカ】 ・実施隊による巡回や捕獲の強化を重点的に行い、被害面積、被害金額ともに ３割減少を目標とする。 【ハクビシン】 ・小動物用箱わなの設置による、被害面積、被害金額ともに３割減少を目標とする。 【タヌキ】 ・小動物用箱わなの設置による、被害面積、被害金額ともに３割減少を目標とする。 【カラス】 ・実施隊による巡回や捕獲の強化を重点的に行い、被害面積、被害金額ともに ３割減少を目標とする。 【アライグマ】 ・現状被害等は見られないが、今後、当市で個体が確認された時は生態や対策の知識共有を行い、自己防衛策を積極的に周知し、防除対策を周知し、地域ぐるみで自主的な追い払い体制を構築できるように促し被害防止に努める。 【カワウ】 ・市内の漁場等での被害対策に取り組むほか、新潟県信濃川水系カワウ被害対策広域協議会へ参画し、広域被害防止計画に基づいて、個体群管理等、市町村をまたいだ被害対策に取り組むことから、被害金額減少を目標とする。 【アオサギ】 ・被害数値が不明なため目標値は設けないが、漁業組合、猟友会と連携し、雛撃ちなどの活動を行い、被害軽減に努める。

（注）１　被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
２　複数の指標を目標として設定することも可能。

（４）従来講じてきた被害防止対策

ニホンザル

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・残雪期の予察捕獲 ・実施隊員による巡回及び捕獲 ・はこわなの設置による捕獲 ・狩猟免許等の取得経費補助 ・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の活用 ・加害群のテレメトリー調査 ・捕獲檻の貸出	・捕獲者の安全確保対策及びはこわなによる捕獲技術の向上 ・猟友会員の高齢化、減少に対応する担い手の確保 ・捕獲個体の回収及び処分に係る労力等の軽減に向けた技術の習得 ・無差別捕獲により生じる群れの分裂及び加害エリアの拡大防止・巡回、捕獲に要する経費の負担 ・群れの加害レベルに応じた捕獲 ・狩猟免許（銃、わな）所持者の確保
防護柵の設置等に関する取組	・花火等による追い払い ・テレメトリー調査による群れの生息域把握（発信器装着群数：8群） ・住民への群れの出没情報提供 ・被害防除に関する研修会 ・個人での電気柵の設置 ・個人での獣害防止ネットの設置 ・国の交付金を活用した電気柵の整備 ・電気柵の設置・管理に関する研修会	・花火等による追い払いへの慣れ ・全群へのテレメトリー発信器装着 ・電気柵の適切な設置・維持管理手法の習得 ・被害防除に関する知識の住民全体への普及方法 ・発信機装着に係る麻酔銃所持者及び麻酔薬取扱者の確保 ・電気柵設置後の維持管理や経年劣化等による修繕に係る経費負担の軽減
生息環境管理その他の取組	・緩衝帯の整備 ・誘引物の除去（放任果樹、食物残渣）	・緩衝帯整備に伴う維持管理 ・住民への誘引物除去の周知徹底（放任果樹、食物残渣）

ツキノワグマ

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・残雪期の予察捕獲 ・実施隊員による巡回及び捕獲 ・はこわなの設置による捕獲	・巡回、捕獲に要する経費の負担

	・はこわなの増設	
生息環境管理その他の取組	・放置野菜、果樹の除去等に関する啓発	・住宅地への出没ルートになりやすい箇所の環境整備 ・被害防除に関する知識の住民全体への普及方法 ・狩猟免許（銃、わな）所持者の確保

イノシシ

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・残雪期の予察捕獲 ・実施隊員による巡回及び捕獲 ・くくりわなの設置による捕獲 ・くくりわなの増設 ・研修会等への派遣による高度な捕獲技術者の育成	・くくりわな設置に関する設置技術の習得 ・巡回、捕獲に要する経費の負担の軽減 ・狩猟免許（銃、わな）所持者の確保 ・生息状況等の把握方法 ・捕獲個体の回収及び処理に係る労力等の軽減に向けた技術の習得 ・捕獲者の安全確保対策及び捕獲技術の向上 ・猟友会員の高齢化、減少に対応する担い手の確保
防護柵の設置等に関する取組	・個人での電気柵の設置 ・国の交付金による電気柵の設置	・個人対応に係る経費負担の軽減 ・電気柵の適切な設置・維持管理 ・被害防除に関する知識の住民全体への普及方法 ・集落ごとの対策意識の温度差解消
生息環境管理その他の取組	・緩衝帯の整備 ・誘引物の除去（放任果樹、食物残渣）	・緩衝帯整備に伴う維持管理 ・住民への誘引物除去の周知徹底（放任果樹、食物残渣）

ニホンジカ

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・残雪期の予察捕獲 ・実施隊員による巡回及び捕獲 ・くくりわなの設置による捕獲 ・くくりわなの増設	・くくりわな設置に関する設置技術の習得 ・巡回、捕獲に要する経費の負担軽減 ・狩猟免許（銃、わな）所持者の確保
生息環境管理	・魚沼広域での「ニホンジカ等による被害防止対策に係る広域	・被害防除に関する知識の住民全体への普及

その他の取組	連携会議」において近隣市町村・関係機関と情報交換	

ハクビシン、タヌキ、アライグマ

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・実施隊員による巡回及び捕獲 ・はこわなの設置による捕獲 ・農業者への貸出によるはこわなの増設	・巡回、捕獲に要する経費の負担軽減 ・狩猟免許（銃、わな）所持者の確保 ・はこわなによる捕獲技術の向上
防護柵の設置等に関する取組	・個人での電気柵の設置 ・国の交付金による電気柵の設置 ・電気柵の貸出 ・個人での獣害防止ネットの設置	・個人対応に係る経費負担の軽減 ・電気柵の適切な設置・維持管理
生息環境管理その他の取組	・放置野菜、果樹の除去等に関する啓発 ・緩衝帯整備	・被害防除に関する知識の住民全体への普及方法

カラス、カワウ、アオサギ

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	・実施隊員による巡回及び捕獲	・巡回、捕獲に要する経費の負担軽減 ・狩猟免許（銃）所持者の確保

（注）１　計画対象地域における、直近３ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

２　「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

３　「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。

４　「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

（５）今後の取組方針

共通事項

一般社団法人新潟県猟友会が新潟市西蒲区福井に整備したライフル射撃場において、大型獣の捕獲に有効な大口径ライフル銃やスラッグ弾の使用者の確保及び捕獲

技術の向上を推進する。

ニホンザル

【捕獲に関する取組方針】
・銃及びわな免許の新規取得者の増加及び実施隊員の経費負担の低減を図るため従来講じてきた支援策を継続する。
・個体数の増加率及び各群の加害レベルを考慮し、実施隊員による巡回と、はこわなによる選別捕獲を中心に、必要に応じて銃器等を用いた駆除や追い払いを行うことで、群れの分裂を防ぎながら個体数の適正な管理に努める。
・大型檻による加害群ごと捕獲による群れでの勢力を衰退させる。

【防護柵の設置等に関する取組方針】
・被害地域において、電気柵等を設置し、草刈り等の適正管理を行い、電気柵が最大限の効果を発揮するよう維持することで、農作物の被害防止に努める。
・電気柵設置済み及び設置希望の地域を対象に、設置・管理技術の向上を目的とした研修会を開催し、電気柵の適正設置・管理に努める。

【ICT,GISの活用等、対策の発信に資する技術の活用方針】
・市内全域の出没・加害群に発信器を装着し、引き続きテレメトリー調査を行うことにより、被害地域におけるニホンザルの生息状況をモニタリングする。併せて、各群の加害群度を毎年概ね１２月頃に協議会が判定する。これにより生息数、行動域及び加害レベルの正確な把握に努め、加害レベルに応じた個体群の管理と効果的な被害対策に役立てる。また、定点カメラを設置し群れの個体数及び有害個体を把握し、群れの追い上げに努める。

【生息環境管理に係る取組方針】
・被害防止のための体制整備として、住民に対して追い払いや放置野菜・果樹の除去等に関する啓発等を継続して行い、集落周辺の山林の草刈、伐木実施による緩衝帯の整備により鳥獣が侵入しにくい集落環境づくりを目指すとともに、各集落にサルの追払い
・緊急捕獲事業にて、生息数調整を行い被害防止と共に根本的な個体群の管理を行う。

ツキノワグマ

【捕獲に関する取組方針】
・むやみに捕獲することなく、出没状況に応じて実施隊員が対応する。人身被害防止を最優先に考え、残雪期の予察捕獲や実施隊員による出没状況等の確認のた

めの巡回、はこわなによる捕獲を行う。
・必要に応じ、はこわなの増設や老朽化したはこわなを更新していく。
・はこわなを設置したときは、トレイルカメラ等のICT機器を活用し、捕獲者の見回り時の負担軽減や危険回避を推進する。
・銃及びわな免許の新規取得者の増加を図るため、及び実施隊員の経費負担を低減させるため従来講じてきた支援策を継続する。

【防護柵の設置等に関する取組方針】
・被害地域において、電気柵等を設置し、草刈り等の適正管理を行い、電気柵が最大限の効果を発揮するよう維持することで、農作物の被害防止に努める。
・電気柵設置済み及び設置希望の地域を対象に、設置・管理技術の向上を目的とした研修会を開催し、電気柵の適正設置・管理に努める。

【生息環境管理に係る取組方針】
・住民に対して放置野菜・果樹の除去等に関する啓発等を継続して行い、被害防止に努める。

イノシシ

【捕獲に関する取組】
・年々被害が増加傾向にあるため、個体数の増加や生息域の拡大が懸念されている。実施隊員により、積雪期（狩猟期間を含む）には銃器による捕獲を、それ以外の期間にはくくりわな又ははこわなによる捕獲を実施する。
・くくりわな及びはこわなについては、研修会を開催し、捕獲技術の向上を図る。
・銃及びわな免許の新規取得者の増加を図るため、及び実施隊員の経費負担を低減させるため従来講じてきた支援策を継続する。
・わなの設置に関しては、捕獲作動通知システムの活用を検討し、捕獲の効率化を図る。

【防護柵の設置等に関する取組方針】
・電気柵設置済み及び設置希望の地域を対象に、設置・管理技術の向上を目的とした研修会を開催し、電気柵の適正設置・管理に努める。
・被害地域において、電気柵等を設置し、草刈り等の適正管理を行い、電気柵が最大限の効果を発揮するよう維持することで、農作物の被害防止に努める。

【生息環境管理に係る取組方針】
・住民に対して放置野菜・果樹の除去等に関する啓発等を継続して行い、被害防止に努める。

ニホンジカ

【捕獲に関する取組】

・今後生息域拡大や、個体数の増加が懸念されている。実施隊員により、積雪期（狩猟期間を含む）には銃器による捕獲を、それ以外の期間にはくくりわなによる捕獲を実施する。

【防護柵の設置等に関する取組方針】
・被害地域において、電気柵等を設置し、草刈り等の適正管理を行い、電気柵が最大限の効果を発揮するよう維持することで、農作物の被害防止に努める。
・電気柵設置済み及び設置希望の地域を対象に、設置・管理技術の向上を目的とした研修会を開催し、電気柵の適正設置・管理に努める。

【生息環境管理に係る取組方針】
・住民に対して放置野菜・果樹の除去等に関する啓発等を継続して行い、被害防止に努める。

ハクビシン、タヌキ、アライグマ

【捕獲に関する取組】
生息域の拡大や個体数の増加が懸念されているため、実施隊員による巡回及びはこわなの設置による捕獲を行う。併せて、農業者への貸出によりはこわなの増設を行う。

【防護柵の設置等に関する取組方針】
・被害地域において、電気柵等を設置し、草刈り等の適正管理を行い、電気柵が最大限の効果を発揮するよう維持することで、農作物の被害防止に努める。
・電気柵設置済み及び設置希望の地域を対象に、設置・管理技術の向上を目的とした研修会を開催し、電気柵の適正設置・管理に努める。

【生息環境管理に係る取組方針】
・住民に対して放置野菜・果樹の除去等に関する啓発等を継続して行い、被害防止に努める。

カラス

【捕獲に関する取組】
・個体数の増加が見込まれるため、適正な時期に一斉捕獲を実施するほか、日常的には、実施隊員による巡回及び捕獲を実施する。
・必要に応じ専門家や関係機関と連携し被害防止対策を講じる。

カワウ、アオサギ

【捕獲に関する取組】
・実施隊員による巡回及び捕獲を行う。今後継続的な被害の発生、増加があるようであれば、関係漁業団体と協力して被害防止対策を実施する。

・胃内容物分析を実施することで、効果的な追い払いやテグス張り等の予防的な対策及び有害捕獲の適期の検討などを行う。

（注）　被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

３．対象鳥獣の捕獲等に関する事項

（１）対象鳥獣の捕獲体制

・南魚沼市鳥獣被害防止対策協議会が、実施隊に捕獲を依頼し、年間を通じて銃又ははこわな等による有害鳥獣捕獲を行う。ニホンザルについてはテレメトリーによる群れの管理を実施しながら、必要な頭数を選別捕獲する。
・南魚沼市は狩猟免許（銃、わな）の新規取得を目指す市民に対して支援を行う。また必要に応じて有害鳥獣捕獲許可の交付を行う。ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカについては、ライフル銃以外の銃又はわなによる捕獲を基本とするが、わな設置が困難な冬期間、主に山域において重点的に捕獲を実施するため、捕獲能力、捕獲精度の高いライフル銃を使用する。

（注）１　鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

２　対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

３　捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

（２）その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R6（実績）	ニホンザル イノシシ	・捕獲技術向上のための研修会の開催 ・サル追い払い組織の結成、育成の支援
	全獣種共通	・わなの増設 ・有害鳥獣対策実施隊員の増員(特に平日の日中や緊急時に対応できる隊員)
R7（実績）	ニホンザル イノシシ	・捕獲技術向上のための研修会の開催 ・大型罠を設置し群れ全体の捕獲を実施
	全獣種共通	・わなの増設 ・有害鳥獣対策実施隊員の増員(特に平日の日中や緊急時に対応できる隊員)
R8	ニホンザル イノシシ	・捕獲技術向上のための研修会の開催

	全獣種共通	・必要に応じてわなの増設を行う ・有害鳥獣対策実施隊員の増員(特に平日の日中や緊急時に対応できる隊員)

(注)　捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

新潟県が作成する鳥獣保護管理事業計画との整合性を図りながら、地域の被害状況、生息状況を勘案した上で、必要な捕獲を実施する。

【ニホンザル】

群れごとの管理を基本とし、全群のオトナメス個体にテレメトリー発信器を装着すること及び各群れの個体数調整を目的としてはこわなを使用した選別捕獲を中心に、必要に応じて銃器による捕獲を行う。

第三期新潟県ニホンザル管理計画によると、南魚沼地域は群れ数が約16群、個体数は592～800頭程度と推定されている。一方、テレメトリー調査を実施している実施隊員の報告によると、南魚沼市はテレメトリー発信器が装着済みの群れ数が8群、未装着の群れ数が1群であり、目視による個体の確認数は約450頭であるが、人里に降りてこない群れや近隣市町村の間を行き来している群れもあるため、市における群れ及び個体数はそれ以上に多いことが予想される。

前述のとおり、捕獲の前提として群れごとの管理を基本とするが、人里に出没するニホンザルの出生率や環境省・農林水産省が平成26年に示した「被害対策強化の考え方」における「平成35年度までに加害群の数を半減させる」という目標を勘案し、新潟県ニホンザル管理計画との整合を図った上で、年に90頭の捕獲を実施する。

【ツキノワグマ】

新潟県ツキノワグマ管理計画と整合を図った上で、市民の安全の確保及び農作物被害防止の観点から必要に応じて最小限の捕獲を実施する。

【イノシシ】

生息数は定かではないが、水田等への被害が急増していることから、新潟県イノシシ管理計画と整合を図った上で、積雪期（狩猟期間を含む）には銃器により、それ以外の期間にはくくりわな又ははこわなにより年に50頭の捕獲を実施する。

【ニホンジカ】

生息数は定かではないが、水田や森林等への被害増加が懸念されることから、新潟県ニホンジカ管理計画との整合を図った上で、積雪期（狩猟期間を含む）には銃器により、それ以外の期間にはくくりわなにより最大限の捕獲を実施する。

【ハクビシン、タヌキ、アライグマ】
　被害が減少傾向であるため、過去3ヵ年の年間平均捕獲数を下回らないよう、年間30頭程度の捕獲を実施する。アライグマが出現した場合は、はこわなにより最大限の捕獲を実施する。

【カラス】
　H29年からR1年までの年間平均捕獲数は135羽であり、被害が減少傾向であるため、過去3ヵ年の年間平均捕獲数と同程度の年間150羽程度の捕獲を実施する。

【カワウ、アオサギ】
　南魚沼地域に 200 羽以上が飛来または生息している状況であるため、その半数である年間 100 羽程度の捕獲を、新潟県カワウ管理計画との整合を図った上で実施する。

（注）　近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R6年度（実績）	R7年度（実績）	R8年度
ニホンザル	39	60	90程度
ツキノワグマ	7	137	必要最小限
イノシシ	30	10	50程度
ニホンジカ	0	0	最大限
ハクビシン､タヌキ	4	0	30程度
アライグマ	0	0	最大限
カラス	78	0	150程度
カワウ、アオサギ	3	0	100程度

（注）　対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容

【ニホンザル】
・捕獲手段：発信器装着のための捕獲は、はこわなによる。被害防止のための捕獲は、主にはこわなによるが、加害レベル等状況に応じて銃器も選択する。
・捕獲時期：野菜への被害が集中する5月～11月の捕獲を実施するが、降雪等の気候状況を考慮して実施時期を選定する。
・捕獲場所：対象群れの行動域を考慮して、実施場所を選定する。

【ツキノワグマ】
・捕獲手段：農村地域の集落周辺に出没するような個体については、はこわな、銃

器による捕獲を実施する。
・捕獲時期：野菜への被害が集中する5月～11月の捕獲を実施するが、予察捕獲については残雪期に実施する。
・捕獲場所：被害発生地域、農村地域

【イノシシ】
・捕獲手段：気候等の状況に応じて銃器、くくりわな、はこわなを選択する。
・捕獲時期：被害が急増しているため、年間を通して実施する。
・捕獲場所：被害発生地域、農村地域

【ニホンジカ】
・捕獲手段：気候等の状況に応じて銃器、くくりわなを選択する。
・捕獲時期：狩猟期間及び秋～冬を基本とする
・捕獲場所：被害発生地域、農村地域

【ハクビシン、タヌキ、アライグマ】
・捕獲手段：被害状況を踏まえ、はこわなによる捕獲を実施する。
・捕獲時期：野菜への被害が集中する5月～11月の捕獲を実施するが、降雪等の気候状況を考慮して実施時期を選定する。
　アライグマについて出現が見られたら、生態や対策の知識共有を行い、自己防衛策を積極的に周知し、地域や組合を挙げて自主的な追い払い体制を構築できるように促し被害軽減に努める
・捕獲場所：被害発生地域

【カラス】
・捕獲手段：銃器による一斉捕獲を実施する。
・捕獲時期：予察捕獲は2月～5月、西瓜被害防止は6月～7月に実施する。
・捕獲場所：被害発生地域、西瓜畑周辺

【カワウ、アオサギ】
・捕獲手段：飛来状況や被害状況を踏まえ、銃器による捕獲を実施する。
・捕獲時期：夏
・捕獲場所：被害発生地域（河川、養魚池等）

（注）１　わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
２　捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
【必要性】 ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカについては、ライフル銃以外の銃又はわな

による捕獲を基本とするが、わな設置が困難な冬期間、主に山域において重点的に捕獲を実施するため、捕獲能力、捕獲精度の高いライフル銃を使用する。

【取組内容】

・捕獲手段：ライフル銃による捕獲
・実施予定期間：令和６年４月～令和９年３月
・捕獲予定場所：南魚沼市全域。ただし、対象鳥獣の生息状況及び被害状況を勘案し、原則として被害発生地を中心とした安全性が適正に確保された場合に使用する。

（注）１　被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

２　特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
南魚沼市	ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ

（注）１　都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第４条第３項）。

２　対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

４．防護柵の設置等に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	R6年度（実績）	R7年度（実績）	R8年度
ニホンザル イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン タヌキ	設置なし	８段電気柵の整備 ５地区設置（津久野、雷土、京岡新田、妙音寺、山谷）	要望等に応じて設置

（注）１　設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

２　侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

（２）侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	R6 年度（実績）	R7 年度（実績）	R8 年度
ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ、ハクビシン、タヌキ、アライグマ	電気柵導入による防除対策の普及及び適切な維持管理の助言指導		

（注）　侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

５．生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
R6 （実績）	ニホンザル	・集落へ接近する加害群に対するテレメトリー調査を活用した定期的に追い払い、追い上げ ・住民に対する食品残渣、放任野菜、果樹等の除去に関する啓発 ・農地周辺の草刈、伐木実施による緩衝帯の整備 ・集落単位のサル追い払い組織の結成、育成の支援 ・電気柵の導入による防除対策の普及及び適正な設置・管理の助言指導
	ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ ハクビシン タヌキ アライグマ	・電気柵の導入による防除対策の普及及び適正な設置・管理の助言指導 ・住民に対する食品残渣、放任野菜、果樹等の除去に関する啓発 ・農地周辺の草刈、伐木実施による緩衝帯の整備
	カラス	・住民に対する食品残渣、放任野菜、果樹等の除去に関する啓発
	カワウ アオサギ	・隠れ場所となる藪の刈り払い
R7 （実績）	ニホンザル	・集落へ接近する加害群に対するテレメトリー調査を活用した定期的に追い払い、追い上げ ・市WEBサイトとメール配信サービスを活用した、住民へのサル加害群の情報発信

		・住民に対する食品残渣、放任野菜、果樹等の除去に関する啓発 ・農地周辺の草刈、伐木実施による緩衝帯の整備 ・集落単位のサル追い払い組織の結成、育成の支援 ・電気柵の導入による防除対策の普及及び適正な設置・管理の助言指導 ・被害防除に関する研修会の開催
	ツキノワマ ニホンジカ イノシシ ハクビシン タヌキ アライグマ	・電気柵の導入による防除対策の普及及び適正な設置・管理の助言指導 ・住民に対する食品残渣、放任野菜、果樹等の除去に関する啓発 ・農地周辺の草刈、伐木実施による緩衝帯の整備
	カラス	・住民に対する食品残渣、放任野菜、果樹等の除去に関する啓発
	カワウ アオサギ	・隠れ場所となる藪の刈り払い
R8	ニホンザル	・集落へ接近する加害群に対するテレメトリー調査を活用した定期的に追い払い、追い上げ ・住民に対する食品残渣、放任野菜、果樹等の除去に関する啓発 ・農地周辺の草刈、伐木実施による緩衝帯の整備 ・集落単位のサル追い払い組織の結成、育成の支援 ・電気柵の導入による防除対策の普及及び適正な設置・管理の助言指導 ・被害防除に関する研修会の開催
	ツキノワグマ ニホンジカ イノシシ ハクビシン タヌキ アライグマ	・電気柵の導入による防除対策の普及及び適正な設置・管理の助言指導 ・住民に対する食品残渣、放任野菜、果樹等の除去に関する啓発 ・農地周辺の草刈、伐木実施による緩衝帯の整備
	カラス	・住民に対する食品残渣、放任野菜、果樹等の除去に関する啓発
	カワウ アオサギ	・隠れ場所となる藪の刈り払い

（注）　緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

６．対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

（１）関係機関等の役割

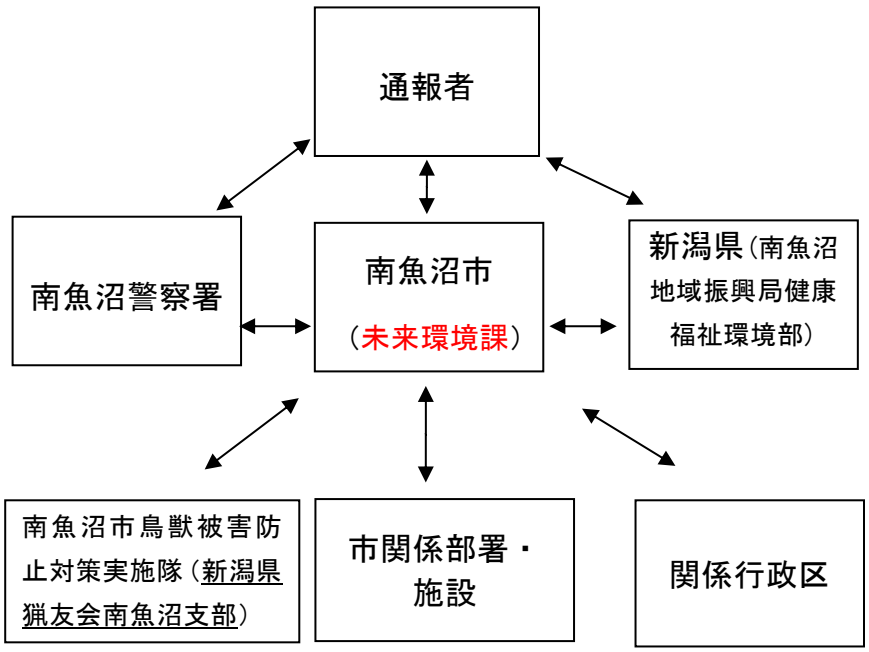
関係機関等の名称	役割
新潟県 （南魚沼地域振興局健康福祉環境部）	関係機関との連絡調整、注意喚起、鳥獣被害防止に関する指導・助言
南魚沼市（未来環境課）	関係機関との連絡調整、注意喚起、捕獲許可
南魚沼警察署	関係機関との連絡調整、注意喚起、銃刀法に基づく安全管理指導・助言
南魚沼市鳥獣被害防止対策実施隊（猟友会）	対象鳥獣の捕獲

（注）１　関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

２　役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

３　対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

（２）緊急時の連絡体制



（注）　緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

７．捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

焼却施設での焼却処分又は、捕獲現場での埋設処分とする。ただし、学術研究、又は食品としての利用に適した獣種（ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ）の有効活用を図る場合はこの限りではない。

（注）　適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

８．捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

（１）捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	管内では既存施設のほか、補助事業等を活用してジビエ加工・販売を行いたいという農業者等が増加しており、農業者の資質向上・商品開発・販路開拓が求められている。そのため、食肉加工処理施設の利活用方法の検討及び、下段（3）のように新規参入者に対する人材育成に取り組む。
ペットフード	―
皮革	―
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	学術研究への利用

（注）　利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

（２）処理加工施設の取組

需要に応じ、処理加工施設の設置、供給強化に取り組む。 食品として利用する場合にあたり、厚生労働省が策定した「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」、農林水産省の策定した「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」等の尊守を求める。（R8 目標頭数 イノシシ 40 頭）

（注）　処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

（３）捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

供給・処理加工に必要な人材の育成に取り組む。 そのために、捕獲（とめさし）方法、食肉（解体）加工、衛生管理がいずれも高い技術、十分な経験で習得されるよう、研修参加等の支援を行う。

（注）　処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

９．被害防止施策の実施体制に関する事項

（１）協議会に関する事項

協議会の名称	南魚沼市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
新潟県鳥獣保護管理員	・各種技術、情報の提供や活動支援等 ・生態調査、保護管理計画作成等の検討、支援
南魚沼市 （農林課・未来環境課）	・被害防止対策の指導・啓発・支援・実施等 ・生息管理の指導・啓発・支援・実施等 ・被害情報、出没情報、捕獲情報の収集・蓄積 ・協議会における事業の検討
みなみ魚沼農業協同組合	・有害鳥獣捕獲の実施 ・被害防除対策の指導、啓発、支援、実施等 ・農作物被害情報の提供
南魚沼市鳥獣被害防止対策実施隊（新潟県猟友会南魚沼支部）	・生息状況調査への協力、情報提供 ・地域巡回及び捕獲の実施 ・出没情報、捕獲情報等の提供
南魚沼警察署	・住民の被害防止活動
新潟県農業共済組合	・農林水産物等の被害の情報収集及び被害防止対策の普及啓発
南魚沼森林組合	・農林水産物等の被害の情報収集及び被害防止対策の普及啓発
魚沼漁業協同組合	・水産物等の被害の情報収集及び被害防止対策の実施と普及啓発

（注）１　関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
２　役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
新潟県（南魚沼地域振興局農林振興部・健康福祉環境部）	各種技術・情報の提供、助言、支援

（注）１　関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

２　役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
３　協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊の隊員は、市長の指示により、南魚沼市鳥獣被害防止計画に位置づけた被害低減目標達成に向け従事するほか、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等で市民の生命、身体又は財産に係る被害を防止するため緊急に行う必要があるものに従事する。
南魚沼市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例第３条の以下の規定に基づき、次に掲げる者をもって充てる。
(ア)市長が市の職員のうちから指名する者
(イ)鳥獣被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者のうちから市長が任命する者

（注）１　被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
２　鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農家及び地域住民へ被害防除や農地、集落周辺の管理等を主体的に取り組むよう啓発等を行う。また、農作物の被害状況、鳥獣の出没状況、防除効果等の情報提供について協力を求める。

（注）　将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

南魚沼市鳥獣被害防止対策協議会の構成機関が連携し情報を共有するとともに、地域が一体となった有効な被害防止対策を推進する。
また、鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域での捕獲の場合は、非鉛製弾を使用するよう従事者に指導する。

（注）　近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。